

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の免許の欠格事由について、電波法（第5条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 次のいずれかに該当する者には、無線局（注1）の免許を与えない。
注1 電波法第5条第2項に掲げる無線局を除く。
(1) 日本の国籍を有しない人 (2) 外国政府又はその代表者 (3) 外国の法人又は団体
(4) 法人又は団体であって、(1)から(3)に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の□A□以上若しくは議決権の□A□以上を占めるもの
- ② 放送をする無線局（注2）については①の規定にかかわらず、次のいずれか（注3）に該当する者には、無線局の免許を与えない。
注2 電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局であって、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。
注3 人工衛星に開設するものにあつては、(1)から(6)まで及び(8)とする。
(1) ①の(1)から(3)までに掲げる者
(2) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(3) 無線局の免許の□B□から2年を経過しない者
(4) 電波法第27条の15第1項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
(5) 電波法第76条第5項の規定により無線局の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
(6) 法人又は団体であって、①の(1)から(3)までに掲げる者が□C□であるもの又はこれらの者がその議決権の□D□以上を占めるもの
(7) 法人又は団体であって、アに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりイに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の□D□以上を占めるもの（(6)に該当する場合を除く。）
ア ①の(1)から(3)までに掲げる者
イ アに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
(8) 法人又は団体であって、その役員が電波法第5条第3項各号のいずれかに該当する者であるもの

	A	B	C	D
1	3分の1	取消しを受け、その取消しの日	業務を執行する役員	5分の1
2	3分の1	拒否をされ、その拒否の日	代表権を有する役員	5分の1
3	2分の1	拒否をされ、その拒否の日	業務を執行する役員	3分の1
4	2分の1	取消しを受け、その取消しの日	代表権を有する役員	3分の1

A－2 次の記述は、固定局の予備免許等について、電波法（第8条及び第9条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により申請を審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) □A (2) 電波の型式及び周波数 (3) □B (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の□Aを延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③のただし書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ⑤ ③の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の□Cに合致するものでなければならない。
- ⑥ ①の予備免許を受けた者は、□D、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更することができる。

A	B	C	D
1 工事開始の期限	識別信号	無線局の開設の根本的基準	総務大臣に届け出て
2 工事落成の期限	免許の有効期間	技術基準	総務大臣に届け出て
3 工事落成の期限	識別信号	技術基準	総務大臣の許可を受けて
4 工事開始の期限	免許の有効期間	無線局の開設の根本的基準	総務大臣の許可を受けて

A－3 次の記述は、無線局の運用開始及び休止の届出等について、電波法（第16条）及び電波法施行規則（第10条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①により届け出た無線局の運用を□A以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。
- (1) □B
- (2) 海岸局であって、電気通信業務を取り扱うもの、海上安全情報の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの
- (3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの
- (4) □C
- (5) 海岸地球局
- (6) 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）
- (7) 標準周波数局
- (8) □D（無線設備規則第14条第1項の表12の項（1）に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA3E電波1,620kHz又は1,629kHzの周波数を使用する空中線電力10ワット以下の無線局を除く。）

A	B	C	D
1 3箇月	放送局	無線標定陸上局	特別業務の局
2 1箇月	放送局	無線航行陸上局	特別業務の局
3 3箇月	放送局及び放送試験局	無線航行陸上局	気象援助局及び特別業務の局
4 1箇月	放送局及び放送試験局	無線標定陸上局	気象援助局及び特別業務の局

A－4 次の記述は、電波の利用状況の調査等について、電波法(第26条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、□Aの作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね□Bごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、□C、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の□Dを評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

A	B	C	D
1 周波数割当計画	5年	①の事項以外の事項について	有効利用の程度
2 周波数割当計画	3年	①の期間の中間において	有効利用の程度
3 技術基準	5年	①の事項以外の事項について	5年以内に開発すべき技術に関する程度
4 技術基準	3年	①の期間の中間において	5年以内に開発すべき技術に関する程度

A－5 次の記述は、周波数測定装置の備付け等について、電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の□A以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) 26.175MHzを超える周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力□B以下のもの
 - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている□Cによってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) □Dの送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの
 - (6) 標準周波数局において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

A	B	C	D
1 許容偏差の3分の2	50ワット	相手方の無線局	固定局
2 許容偏差の2分の1	50ワット	他の無線局	放送局
3 許容偏差の3分の2	10ワット	他の無線局	固定局
4 許容偏差の2分の1	10ワット	相手方の無線局	放送局

A－6 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 3 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A－7 次の表の記述は、電波の型式の記号表示及びその内容を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、その記号と内容が適合するものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	各 記 号 が 表 す 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	C 3 F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	ファクシミリ
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	F 8 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	F 9 W	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	テレビジョン

A－8 次の記述は、送信設備の空中線電力の許容偏差について述べたものである。無線設備規則（第14条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 中波放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限15パーセントとする。
- 2 超短波放送又は超短波多重放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限20パーセントとする。
- 3 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10％、下限20％とする。
- 4 95.2MHzを超え95.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。

A－9 次の記述は、放送衛星局の送信空中線の発射する電波の偏波について述べたものである。無線設備規則（第37条の21、第37条の22、第37条の27の12、第37条の27の14、第37条の27の15、第37条の27の17、第37条の27の18及び第37条の27の20）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波が右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。）となるものでなければならない。
- 2 G7W電波2,630MHzを超え2,655MHz以下の周波数の電波を使用する超短波放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波が円偏波となるものでなければならない。
- 3 G7W電波11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平又は垂直となるものでなければならない。
- 4 G7W電波12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送を行う放送衛星局の送信空中線は、その発射する電波の偏波面が水平又は垂直となるものでなければならない。

A－10 次の記述は、無線局（海上移動業務及び海上移動衛星業務のものを除く。）の主任無線従事者の非適格事由について、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 電波法第42条（免許を与えない場合）第1号に該当する者であること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から □ A □ を経過していない者であること。
- (3) □ B □ として選任される日以前 □ C □ において無線局(無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。)の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が □ A □ に満たない者であること。

	A	B	C
1	3箇月	無線従事者	3年間
2	6箇月	無線従事者	5年間
3	3箇月	主任無線従事者	5年間
4	6箇月	主任無線従事者	3年間

A－11 次の記述は、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合について述べたものである。電波法（第57条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 放送局の無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 2 固定局の無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 3 実用化試験局を運用するとき。
- 4 実験無線局を運用するとき。

A－12 次に掲げる事項のうち、放送局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 放送が中断された時間
- 2 使用電波の型式及び周波数
- 3 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 4 予備送信機又は予備空中線を使用した場合は、その時間

A－13 次の記述は、宇宙無線通信の業務の無線局の運用について、無線局運用規則(第262条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と □ A □ との間で行う無線通信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局と他の人工衛星局との間で行われる無線通信であって、当該無線通信に係る距離が対地静止衛星の軌道と地表面との距離よりも □ B □ 場合にあっては、対地静止衛星に開設する人工衛星局の送信空中線の最大輻射^{ふく}の方向は、地球の赤道面との最小の角度が □ C □ 以下とならないよう運用しなければならない。

	A	B	C
1	固定地点の地球局	遠い	15度
2	固定地点の地球局	近い	20度
3	地球局（移動する地球局を含む。）	遠い	20度
4	地球局（移動する地球局を含む。）	近い	15度

A－14 次の記述は、無線局（海上移動業務及び海上移動衛星業務のものを除く。）の検査について、電波法(第73条及び第111条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その□A、無線従事者の資格(主任無線従事者の要件を含む。)及び員数並びに時計及び書類を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①の規定にかかわらず、その□B ことができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の□C までに、当該無線局の無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。
- 注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
- 注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- ④ ①の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、□D に処する。

A	B	C	D
1 無線設備	時期を延期し、又は省略する	1週間前	30万円以下の過料
2 無線設備、無線設備の設置場所	検査を実施しない	1箇月前	30万円以下の過料
3 無線設備	時期を延期し、又は省略する	1箇月前	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
4 無線設備、無線設備の設置場所	検査を実施しない	1週間前	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

A－15 次の記述は、総務大臣が行う特定周波数変更対策業務について、電波法（第71条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画等（注1）の変更を行う場合において、□A 必要があると認めるときは、予算の範囲内で、③に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする□B に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

- 注1 周波数割当計画又は放送用周波数使用計画をいう。
- ① 特定の無線局区分（注2）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して□C を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、この無線局区分（以下「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。
- 注2 無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての電波法第3章（無線設備）に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。
- ② 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（以下「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、4分の3以下であること。
- ③ 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下「特定新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して□D 以内に割当変更周波数を割り当ててを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている旧割当区分の無線局（以下「既開設局」という。）が特定新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、既開設局の周波数又は空中線電力の変更（注3）をすることが可能なものであること。
- 注3 既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。

A	B	C	D
1 混信の除去を図るため	免許人又は登録人	10年	5年
2 電波の適正な利用の確保を図るため	免許人又は登録人	5年	10年
3 混信の除去を図るため	免許人その他の無線設備の設置者	5年	10年
4 電波の適正な利用の確保を図るため	免許人その他の無線設備の設置者	10年	5年

B－1 次の記述は、受信設備の条件について、電波法(第29条)及び無線設備規則(第24条)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□アの□イに支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の□アの□イに支障を与えない限度は、受信空中線と□ウの等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が□エ以下でなければならない。ただし、□オの周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって周波数ホッピング方式を用いるもの等別に定めのあるものを除く。

- | | | | | |
|----------|--------|--------------------------|----------------|--------------------------|
| 1 機能 | 2 無線設備 | 3 利得及び能率 | 4 運用 | 5 2,400MHz以上2,483.5MHz以下 |
| 6 電氣的常数 | | 7 20ナノワット | 8 重要無線通信を行う無線局 | |
| 9 4ナノワット | | 10 1,215MHzを超え1,260MHz以下 | | |

B－2 次の記述は、基準不適合設備について、電波法(第102条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造された無線設備(以下「基準不適合設備」という。)が□アおり、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に□イを与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の□ウに対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを□エすることができる。
- ② 総務大臣は、①の規定による□エをした場合において、その□エを受けた者がその□エに従わないときは、□オことができる。

- | | | | | |
|-----------|-----------|----------|--------------|-------------|
| 1 勧告 | 2 広く利用されて | 3 重大な悪影響 | 4 その旨を公表する | 5 販売の中止を命ずる |
| 6 広く販売されて | 7 継続的な混信 | 8 利用者 | 9 製造業者又は販売業者 | 10 命令 |

B－3 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「超短波放送」とは、30MHzを超える周波数の電波を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)であって、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないものをいう。
- イ 「標準テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であって、高精細度テレビジョン放送以外のものをいう。
- ウ 「高精細度テレビジョン放送」とは、テレビジョン放送であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 走査方式が1本おきであって、一の映像の走査線数が1,125本以上のもの
- (2) 走査方式が順次であって、一の映像の走査線数が750本以上のもの
- エ 「データ放送」とは、2値のデジタル情報を送る放送であって、超短波放送及びテレビジョン放送に該当し、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送をいう。
- オ 「補完放送」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 超短波放送であって、主音声(超短波放送又はテレビジョン放送において送られる主たる音声その他の音響をいう。以下同じ。)に伴う音声その他の音響を送るもの、又は主音声に併せて文字、図形その他の影像若しくは信号を送るもの
- (2) テレビジョン放送であって、静止し、若しくは移動する事物の瞬間的影像に伴う音声その他の音響(主音声を除く。)を送るもの、又は静止し、若しくは移動する事物の瞬間的影像に併せて文字、図形その他の影像若しくは信号を送るもの

B－4 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第一級陸上無線技術士の資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 海岸地球局の無線設備の技術操作
- イ 無線航行陸上局の無線設備の通信操作及び技術操作
- ウ 第三級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
- エ 航空交通管制の用に供する航空局の無線設備の技術操作
- オ 空中線電力が50キロワットのテレビジョン放送局の無線設備の技術操作

B－5 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について、電波法（第102条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、□ア以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次のいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ□イ以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。
- (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (3) □ウの用に供する無線設備による無線通信
 - (4) □エ無線設備による無線通信
 - (5) 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
 - (6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ② ①の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を□オの事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

- | | | | |
|---------------|-------------------|----------------------|--------------|
| 1 50メートル | 2 宇宙無線通信の業務の用に供する | 3 890メガヘルツ | 4 1,215メガヘルツ |
| 5 総務大臣の指定する団体 | 6 総務省及び関係地方公共団体 | 7 人命若しくは財産の保護又は治安の維持 | |
| 8 気象業務の用に供する | 9 船舶若しくは航空機の安全な運航 | 10 100メートル | |

